

「公園別マネジメントプラン（案）」に対する都民意見及び対応

○募集期間：令和7年2月5日～令和7年3月6日（30日間）

○意見総数：36通、85件（うち都立公園以外の意見1通、1件を含んでいます。この意見については都立公園ではないため、対象外とさせていただきます。）

※「意見の概要」にあるページ番号は、「公園別マネジメントプラン（案）」の該当ページを指します。

「都の考え方」にあるページ番号は、「公園別マネジメントプラン」の該当ページを指します。

共通編		
No.	意見の概要	都の考え方
1	<p>東京都のような大都市では公園は緑の木蔭を都民に提供する数少ない貴重な場所となっている。また地球温暖化により夏の気温は35℃を越す日が続き、ヒートアイランド対策としても都市の樹木は貴重な資源であり、都市の公園は樹木による木蔭を人々に提供する格好の場所であることから、目標とする樹冠被覆率を緑をまもる、ふやすの項目にいれ樹冠被覆率の増大を図ることが今後の東京都の政策には重要であろう。</p> <p>公園内の樹木は強剪定を避け、美しい樹形を保つ剪定にするため剪定技術の継承をしっかりと行ってほしい。</p>	<p>都立公園の緑については、将来にわたり公園利用の安全・安心を確保するとともに、樹木が健全に生育し、多様な役割を効果的に果たすことができるよう、更新も含めた維持管理を計画的に行っていくことが必要と考えています。「利用者に安全で快適に過ごせる環境を提供し、樹木が有する多様な機能を発揮させるため、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を育成する」ことを目標としています(共通編 P.4)。ご意見をふまえ、共通編P.4の(1)樹木・樹林地の取組例は「樹木の特性や周辺環境をふまえ適切な剪定を行い、緑陰空間を提供する」に修正しました。</p>
2	<p>都立公園の目指す姿の中に、「緑をまもる」「緑をふやす」という項目があるが、日比谷公園や葛西臨海公園で大量の樹木伐採が行われている様子を見るにつけ、マネジメントプランでうたわれている方向と現実の姿が乖離していると言わざるを得ない。「緑をふやす」箇所に都民の幸福感をふやすとの記載があるが、昨今の樹木の大量伐採、樹齢50年を超える住民に馴染み深い樹木が容赦なく伐採される喪失感はいくら緑が増えたとしても癒されるものではなく、幸福感とは程遠いという事実を受け止めてほしい。</p>	<p>都立公園の緑については、将来にわたり公園利用の安全・安心を確保するとともに、樹木が健全に生育し、多様な役割を効果的に果たすことができるよう、更新も含めた維持管理を計画的に行っていくことが必要と考えています。「利用者に安全で快適に過ごせる環境を提供し、樹木が有する多様な機能を発揮させるため、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を育成する」ことを目標としています(共通編 P.4)。</p> <p>また、公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくことが必要と考えており、取組内容として「公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う」こととしています(共通編 P.17)。</p>
3	<p>東京で生まれ育って65年、今回のパブリックコメントにあたり、最近の公園全般について考えてみましたのでこの場を借りて申し上げます。</p> <p>公園(park)の元来の意義は「公共の樹木・樹林」であると思います。当たり前のことですが主役は自然。樹木であり、そこに集まる鳥であり、落ち葉の陰に生きる昆虫が主役、人間はその自然劇場に訪れる観客であると考えます。</p> <p>今回のマネジメントプランは、そのマスターコンセプト「まもる・ふやす・かえる」に基づいた維持・運営・整備方針について解りやすく表され、過去からの知見が集約された素晴らしいものであると思いました。ただ「かえる」に関する提案の一部には危惧を覚えます。</p> <p>都立公園ではない事例にて恐縮ですが、私の住む品川区では以前「しながわ区民公園」において、1700本の桜を伐採しイベント・スポーツ利用を目的とする広場に整備し大問題となったことがあります。桜自体が老朽・枯損のおそれがあったとか、防犯上好ましくなかったとか、子供の練習場としての広場に活用したいとか、様々な意見のうえに行われたと思います。</p> <p>その結果は果たして。見通しは良くなり防犯上も整備の面でも手間のかからない「広場」にはなりましたが、肝心の「樹木」は主役の座を降り、周辺街区との境界に沿って立つ「背景」になってしまいました。寄せられた要望どおりに活用されているかも疑問です。いつ見かけても閑散とした殺風景な空間になってしまい、それまで多くの人々が享受していたはずの「何気ない日常にあったささやかな癒し」が失われてしまいました。</p> <p>最初からイベントやスポーツ利用で計画された公園なら良いですが、そうでは無い「公園」に一義的に「活用・にぎわい・多目的」を当て嵌めてしまうと、公園の本質を損ないかねません。こうした、あれもよい、と知恵を絞る取り組みは重要です。しかし一部の声に性急に対応することで、実は多大に享受を受けていたはずの「声なきものたち」の豊かさを奪うことになってしまいます。</p> <p>昨今、スピード感や効率を重視した姿勢が評価される風潮がありますが、性急な物事の進め方は失敗のリスクを高めます。最初に述べたように公園の主役は樹木です。人工的に生産できない「自然」は一度失えば元に戻すのに時間が必要です。これには長いスパンで時間を捉えた考慮・検討が必要となり、熟慮に熟慮を重ねた判断が求められます。一見良さそうなフラッシュ・アイデアにことを委ねては、取り返しのない事態をもたらすのではないかと危惧します。</p> <p>公園は目立って活用する必要のない場所なのではないでしょうか。ましてや金儲けをするための場所でもない。効率が悪いように見えて、人知れずしかし確実に都民全てに安らぎを与え、思い出を作り続けてきたのではないのでしょうか。都会にある「自然」の存在意義は金では計り得ない価値があります。その恩恵を受けてきた声なき者たちの声を汲み取って、慎重な判断をする必要があると考えます。もっとも重要な樹木がこれからも「声なき主役」であることを願っています。</p>	<p>都立公園の緑については、将来にわたり公園利用の安全・安心を確保するとともに、樹木が健全に生育し、多様な役割を効果的に果たすことができるよう、更新も含めた維持管理を計画的に行っていくことが必要と考えています。「利用者に安全で快適に過ごせる環境を提供し、樹木が有する多様な機能を発揮させるため、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を育成する」ことを目標としています(共通編 P.4)。</p> <p>また、公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくことが必要と考えており、取組内容として「公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う」こととしています(共通編 P.17)。新たな魅力の創出は、それぞれの公園が持つ特性を生かし、取り組むこととしています(共通編 P.17)。</p>

共通編		
No.	意見の概要	都の考え方
4	<p>日比谷公園の貴重な樹木を大事にして欲しい。 大噴水と小音楽堂の建替えて樹木を伐採するとしてるが、どちらも改修で十分使えるし樹木の伐採も少なくて済むと思う。小音楽堂のまわりの外来種は伐採対象になってるが実害はあるか。 思い出ベンチも壊し木陰もなくなり夏は暑く冬は冷たい。利用者にとって使いづらい背もたれもないコンクリートベンチは悲しい。 花壇も減りとか木が減っている。 オフィス街の貴重な樹木の多い公園を大事にして欲しい。</p>	<p>都立公園の緑については、将来にわたり公園利用の安全・安心を確保するとともに、樹木が健全に生育し、多様な役割を効果的に果たすことができるよう、更新も含めた維持管理を計画的に行っていくことが必要と考えています。「利用者に安全で快適に過ごせる環境を提供し、樹木が有する多様な機能を発揮させるため、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を育成する」ことを目標としています(共通編 P.4)。 また、公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくことが必要と考えており、取組内容として「公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う」こととしています(共通編 P.17)。 なお、日比谷公園の再整備に関する計画や事業の内容等についてはホームページ上に公開しています。</p>
5	<p>樹木は二酸化炭素の吸収だけでなく、公園に気持ち良い木陰を作ったり、様々な良い影響を私たちにもたらしている。しかし、倒木や枝折れなど危険をもたらす場合もあるし、樹木が混みすぎていて暗くて使いづらい場所もある。私は、子供たちが遊んだりしているような場所にある危ない樹木はちゃんと伐採することが必要だと思う。危険のない樹木は、健康に配慮しながら、我が子のように育てていくという観点を持ってほしい。公園を良くしていくにはその観点が一番である。もし、伐採が必要になるようなことがあれば、残すべき樹木は丁寧に移植をするべきである。やむを得ず伐採する場合は、代わりに若木を植えればその木が育って、将来大きな木になる。長い目で考えていくべきことだと思う。</p>	<p>都立公園の緑については、将来にわたり公園利用の安全・安心を確保するとともに、樹木が健全に生育し、多様な役割を効果的に果たすことができるよう、更新も含めた維持管理を計画的に行っていくことが必要と考えています。ご意見をふまえ、共通編P.3の1. 環境の保全管理は「必要となる樹木の剪定や伐採、補植、移植のほか」と修正し、P.4の(1)樹木・樹林地は「利用者に安全で快適に過ごせる環境を提供し、樹木が有する多様な機能を発揮させるため、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を育成する」に修正しました。</p>
6	<p>利用ルールの緩和～イベントの新規展開に異議あり。 公園をだれもが心地よく過ごせる空間とする為には、やたらに木登りやスポーツ、花火など日常利用におけるルールの緩和をされては困ります。又、占用許可の基準を緩和し、民間の活力・ノウハウを取り入れるとはどのようなことを示すのか知りたい。</p>	<p>ご意見をふまえ、共通編(案)P.11の(2)利用ルールの緩和の目標は「公園利用の多様なニーズを実現するため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、公園の特性に応じたルール緩和を行い、公園の楽しみ方を増やす」に修正しました。 なお、公園利用の多様なニーズを実現するため、「占用許可の基準を緩和し、民間の活力・ノウハウを取り入れる」こととしており、公園の特性に応じた多様な利用やイベント等を開催できる仕組みを拡充していきます。</p>
7	<p>公園の禁止ルールが多すぎて、子供が自由に発想して楽しむ機会を奪っている。現代の子供たちは外で遊ぶなくなりゲームばかりになってしまった。近所の迷惑になるようなことはやるべきではないが、公園がもっと自由に使える場所になることを期待している。</p>	<p>ご意見をふまえ、共通編(案)P.11の(2)利用ルールの緩和の目標は「公園利用の多様なニーズを実現するため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、公園の特性に応じたルール緩和を行い、公園の楽しみ方を増やす」に修正しました。 なお、取組例として「公園の特性や周辺環境等を踏まえ、木登りやスポーツ、花火など日常利用におけるルールの緩和を行う」こととしています(共通編 P.12)。</p>
8	<p>たばこは現在600円程度でほとんどが税金。喫煙者は東京都の税収に大きな貢献をしていると思うが公園のみならず東京都が関与する大規模施設、例えば池袋にある東京芸術劇場などは大きな施設にかかわらず喫煙スペースは皆無である。たばこ税を負担している喫煙者のために公園のみならず喫煙スペースの設置を望みます。受動喫煙も25m離れば問題ないと言われています。喫煙スペースが増えればポイ捨ても今よりは減少すると思います。</p>	<p>受動喫煙防止等の利用マナーの周知を徹底することとしています(共通編 P.11)。 また、公園の利用状況に応じて、主要な園路沿いや子供が使用する遊具の周辺にある吸い殻入れを撤去して受動喫煙の防止に努めています。一方、都立公園内に地元自治体自らが喫煙所を設置する場合には、公園の利用状況に応じて設置が可能な場所に認めており、今後も引き続き地元自治体と連携を図りながら受動喫煙対策に取り組んでまいります。</p>
9	<p>これ以上タバコを吸えるところを減らさないでほしいし、むしろ増やしてほしいです。 時々ジョギングをしに城北中央公園に行きますが、あの広い園内でタバコを吸えるのは私の知る限りテニスコート脇の1ヶ所だけです。ベンチがあってゆっくり吸えるのは嬉しいですが、もっと何ヶ所かあると小休憩で一服できて嬉しいです。喫煙者の中には、悲しいかな、マナーを守らない方が一定数存在します。これはいかんともしがたい事実であり、喫煙所がない(少ない)場合、そのような方々は必ず隠れてどこかで喫煙し吸い殻を投げ捨てていきますので、そのような方々が少しでもそのような行為に走らないようにするためにも、どうかご考慮いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	
10	<p>光が丘公園は、野球場の周りにタバコを吸えるところが何ヶ所ありますが、それでも入口から遠いです。 広い公園だとタバコを吸えるところが遠かったりするので、そんなに歩かずに済むところに幾つか用意してほしいです。 喫煙者の中には、悲しいかな、マナーを守らない方が一定数存在します。これはいかんともしがたい事実であり、喫煙所がない(少ない)場合、そのような方々は必ず隠れてどこかで喫煙し吸い殻を投げ捨てていきますので、そのような方々が少しでもそのような行為に走らないようにするためにも、どうかご考慮いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	
11	<p>日頃の公園管理ありがとうございます。おかげさまで訪れる公園、庭園の広い空間と緑に癒されています。 たばこは今600円くらいしてそのほとんどが税金です。喫煙者は東京都の税収に大きな貢献をしています。さらに来年4月は防衛力強化の穴埋めで更にたばこ税が上がります。これも財源の議論になると最初に目を付けられるのがたばこ税だからです。 私たち喫煙者はこれだけ税金を納めているのに、国や東京都はたばこを吸える場所をどんどん制限しています。私たちは他の人より余計に税金を払いながら、行政によってつくられたルールを守っています。 私たち喫煙者が納めた税金について、来園する喫煙者、非喫煙者の双方が気持ちよく公園を楽しめるように、喫煙所作りと今ある喫煙所の維持改善にしっかり充てていくべきです。</p>	
12	<p>公園の設備に関しまして一言。 私は葛飾区に住んでいますが、海辺が好きで、葛西臨海公園によく行きます。水族館もあり、また夏は潮干狩りも出来て大好きな公園です。 また灰皿も置いてあるため喫煙者である私は大変重宝しております。 ただ夏休みなどの時期は多くの家族連れや若者が長時間滞在するため、今の小さな灰皿1台だけでは足りていないのではないのでしょうか。時に集中したり、また灰皿の無い場所での喫煙による吸い殻のポイ捨てだったり。今ある灰皿を引き続き置くとともに、もう少し灰皿を増やしたり、新たに喫煙所をつくったりした方が良いのではないのでしょうか。 ぜひご検討よろしくお願いします。</p>	

共通編		
No.	意見の概要	都の考え方
13	単に新規の発生起居を追い出しにより防ぐことなく、心あるホームレス対策をしてほしい。ほとんどの場合ホームレスの発生は社会に原因があるのであって、その人たちには無いと考える。今この公園に住まっているこの人たちの社会復帰を助けるような形での対策を願います。	関係各局等による自立支援策と連携し、ホームレス対策を進めることとしています(共通編 P.11)。
14	・公園のマナーについて 私はたまたま、公園に寄ります。しかしながら公園によるマナーが悪すぎます。 ゴミをポイ捨て、タバコを吸い殻、自転車への進入といったマナーが悪くて公園のイメージが悪くなった。 東京都が、ポスターや、チラシの作成、SNSサイトに発信し、マナーを啓発してください。 非常に不快感になります。何とかならないでしょうか。困った話ですので、マナーを守って利用してほしいです。	ご意見をふまえ、共通編P.11の(1)利用ルールの周知徹底の取組例は「ごみの投棄や受動喫煙防止等の利用マナーの周知を徹底する」に修正しました。また、自転車等への安全マナーの周知を徹底することとしています(共通編 P.11)。
15	公園を利用する人がマナーを守って利用したいものです。現行、犬の入れる公園はそのまま維持してもらいたいし喫煙所のある公園はそのまま撤去することなく維持していただきたい。少し問題が生じると一律禁止にしてしまう風潮は気持ち良くない公園づくりに繋がってしまうと思います。	全ての利用者や地域住民が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、利用ルールやマナーの周知徹底を行うこととしています(共通編 P.11)。
16	・公園別プランのⅡ2ゾーン別基本方針では、球技場について「人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策」の記載がありますが、テニスコートなどについても対策を講じることが必要です。人工芝を使用した運動施設のあるゾーン全てに記載するか、共通編の第1章2(2)維持・補修に記載すべきだと考えます。	都立公園における人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策については、個別公園編に記載しておりましたが、共通して行っていくことから、ご意見をふまえ、個別公園編での記載から共通編P.9の(2)維持・補修の取組例に「人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策を適切に行う。」と記載することに変更しました。
17	利用促進の(1)利用者サービスの拡充の『サービス』とは一体何を示すのか知りたい。一般的に公園で期待される『サービス』の実態が思い付かないのですが【取組例】として既存売店・飲食店の見直しやリニューアル…とありましたのでこの『サービス』とは飲食に関することだと判明しました。	「公園の魅力向上や活性化のため、公園の特性や利用者ニーズに合ったサービス提供を行い、誰もが自由に過ごせる空間の創出や多様な利用に対応する」を目標としています。取組例として「既存売店・飲食店などの見直しやリニューアルを行う」ことなどとしています(共通編 P.13)。
18	利用者の意見収集アンケートに際しては、日比谷公園のオープンハウスで行われたアンケートのように設問が恣意的で本来の趣旨である利用者の意見を反映させない設計となっている場合があり、アンケートを行う際には利用者の意見を適切に収集できるような設問、選択肢を用意してほしい。	アンケート調査等の実施にあたっては、利用者等の意見を適切に収集いたします。
19	(3)多様な主体との連携・民間活力の活用の『多様な主体』は何を示すのか知りたい。 それが、一般都民にとって最善のような書き振りでありますが何処もかしこも騒々しく賑わってれば良いものではありません。公園に緑陰と静けさを求めてくる人も大勢いるということを忘れないでください。一方的な、商業的すぎる案を押し付けしないでください。	多様な主体とは、都民、NPO、企業等を指します。 公園の特性に応じたルール緩和を行い、公園の楽しみ方を増やすこととしています(共通編 P.12)。
20	(3)多様な主体との連携・民間活力の活用の項目で「民間のノウハウやアイデアを活用した施設を設置し、充実した管理運営を行う(再掲)」、(4)イベントの新規展開「占用許可の基準の緩和を拡充し、民間の活力・ノウハウ等を取り入れる(再掲)」とあるが、日比谷公園、葛西臨海公園など特定の公園では特定企業による施設の改変が都民に情報の提示や説明が十分な透明性を持たないまま、進められているようである。日比谷公園の第二花壇を潰して作られた芝生広場に設置されたコンクリートないしは石製の背もたれの無いベンチでは、休息がとりにくく、夏季冬季の気温を考えると熱くなりすぎる、冷たすぎるなど使い勝手が悪いなど、機能性に問題がある。100年の歴史を持つ都民公園を改善するのであれば、主要な建造物などの改変に際して、都民からデザインやアイデアの公募をするなど、もっと民主的な、繰り返しの辛抱強い対話を重ねた公園の改善の手続きをとってほしい。公園でのイベントを企業主体で有料化して実施することも増えているようだが、例えば海外のクリスマスマーケットを模倣したようなイベントを有料で行い物販をする公園というありかたには違和感がある。「公園」とはどのような場所であるのか、ということ由来にさかのぼって考えたら、貧富の差無く、憩いの為に自由に過ごすことができることが重要である。商業的な物販を伴うイベントはできるだけ排除すべきであり、それが公園の整備事業に関わった企業が主導するものであればなおさらである。行政はもっと中立的であるべきであるし、もっと知恵を出して、公共空間としての公園を安易に企業のアイデアに頼らないで、自ら創出していく気概をみせてほしい。公には公にしかできない、ならではの仕事をしてほしい。公園という言葉には「公」という文字が入っていることをもっと真剣に考えてほしい。	「公園がまちの活力の向上にも貢献していくため、多様な主体と連携し、地域とのつながりを深めるとともに、より充実したサービスを提供し、公園の活用を推進していく」こととしています。また、利用者が公園の魅力等を体感し、理解を深める機会を提供するため、これまでにない質の高い様々なイベントを行い、公園の価値を更に高めていくこととしています(共通編 P.14)。 また、公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくことが必要と考えており、取組内容として「公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う」こととしています(共通編 P.17)。 なお、葛西臨海水族園の新施設整備に関して、事業の主な内容については、事業に関するファクトシートやよくある質問、事業の進捗をホームページ上に公開しています。 日比谷公園の再整備に関する計画や事業の内容等についてはホームページ上に公開しています。

共通編		
No.	意見の概要	都の考え方
21	公園利用の促進において、光や映像、音楽等の組み合わせによるイベントは公園の品位を損なうものであり、東京都のように街中きらびやかな都市部では公園は静かで落ち着いた雰囲気を保つ場所を提供するほうがその価値は高い。生物多様性の面からも光や映像、音楽の組み合わせによるにぎやかなイベントは公園で行う必要はなく、公園はイベント広場ではなく公共のくつろげる場所として維持管理するのが望ましい。	新たな魅力の創出は、それぞれの公園が持つ特性を生かし取り組んでいくこととしています(共通編 P.17)。利用者が公園の魅力等を体感し、理解を深める機会を提供するため、これまでにない質の高い様々なイベントを行い、公園の価値を更に高めていく取組を進めることとしています(共通編 P.14)。
22	東京都が考える『公園』は「誰もが心地よく過ごせる空間」とは掛け声ばかりで要は「イベント会場」になさりたいのでしょう。それもインバウンドの為の。大噴水、プロジェクションマッピング、キッチンカーetcそんなもので観光立国が何時までもちますか疑問です。今の所、都財政は潤沢なのでしょうがはっきり言って何の問題も無い多くの都立公園に本来必要もない多額のお金を使って樹木伐採、生物殺傷(生物多様性の否定)、文化と器物破損の重大な誤りを犯そうとしています。誰のためなのか、この計画の総額はいくら位になるのか不明であり、納税者の一人としてこんなことに税金を使ってほしくありません。他にいくらでもお金をかけなければいけないそれこそ老朽下水道管や電柱地中化、地震対策、介護など。兎に角、都民の為ではない誰かの利益利権のための誰かの為のイベント公園のための維持管理・運営管理・公園整備(という破壊)に意見申し上げます。	公園を誰もが心地よく過ごせる空間とし、多様なニーズに応じていくため、利用ルールやマナーの周知徹底を行うほか、公園の特性に応じたルールの緩和を行い、利用者や地域住民が安心・安全・快適に過ごせるよう運営していくこととしています(共通編 P.11)。また、利用者が公園の魅力等を体感し、理解を深める機会を提供するため、これまでにない質の高い様々なイベントを行い、公園の価値を更に高めていく取組を進めていくこととしています(共通編 P.14)。ご意見は参考とさせていただきます。
23	先日木場公園の夜間ライトアップに行きましたが、普段と違う夜の公園の良さを感じることができました。近所に住んでいるのに、普段あまり公園を利用していないので、もっと公園を利用したくなるようなイベントをしてほしいと思います。	新たな魅力の創出は、それぞれの公園が持つ特性を生かし取り組んでいくこととしています(共通編 P.17)。利用者が公園の魅力等を体感し、理解を深める機会を提供するため、これまでにない質の高い様々なイベントを行い、公園の価値を更に高めていく取組を進めることとしています(共通編 P.14)。
24	都市部において、緑豊かな自然環境を提供する都立公園は、都民にとって貴重な財産である。しかし、葛西臨海公園や日比谷公園をはじめとする都立公園の大規模な再整備は、公園の自然環境や生物多様性に大きな影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、環境影響評価が実施されていない。さらに、光や映像、音楽を用いた夜間イベントなども、光害や騒音によって生物多様性や周辺住民の生活環境に悪影響を与える恐れがある。東京都には、環境に配慮した都市づくりを推進するため、公園整備に環境影響評価を導入し、都立公園とその貴重な自然環境を守る取り組みを求めたい。	都立公園の生物多様性の保全を推進するため、公園の自然特性や立地条件、利用状況等をふまえ、多様な生物が安定して生息できる環境を整備するほか、生物環境に配慮した公園整備を実施することとしています(共通編 P.19)。また、公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくことが必要と考えており、取組内容として「公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う」こととしています(共通編 P.17)。新たな魅力の創出は、それぞれの公園が持つ特性を生かし、取り組むこととしています(共通編 P.17)。なお、葛西臨海公園や日比谷公園の再整備事業は東京都環境影響評価条例に定める環境影響評価の対象事業に該当いたしません。
25	新しい公園もありますが、古くなってまいちあまり使われてない公園も多いです。家をリフォームするように公園もリニューアルすることでもっと使う人が増えると思います。今のままのいいところもあるので、どこでもやればいいものではないです、その点は注意が必要だと思えます。広い公園の一部分だけでも効果があると思えます。	公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくことが必要と考えており、取組内容として「公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う」こととしています(共通編 P.17)。ご意見をふまえ、共通編P.17の(1)新たな魅力の創出の目標は「公園ならではの魅力を更に発展させるため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、観光資源となる施設の整備や花や緑などの新たな魅力の創出により、国内外の誰もが楽しめる公園にしていく」に修正しました。
26	「誰もが利用しやすい施設整備」として「トイレの洋式化を推進する」について大賛成ですが、さらに防災対策としてのトイレ対策も重要だと思えます。	ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。また、防災機能の強化を図るため、災害用トイレの整備を推進することとしています(共通編 P.19)。
27	デジタルトランスフォーメーション(DX)について、樹木にタグなどをつけて樹木のデータベースを構築し維持管理に利用するとともに、都民が樹木の個別情報に簡単にアクセスできるようにするとよい。また、ヒートアイランド対策の一環として、芝生エリアと樹木の多いエリアにログがとれる温度計を設置し、日なたと木陰での温度差を調査してはどうか。樹冠被覆率の違いによる気温差を可視化する調査を行い、結果を検証してヒートアイランド対策として樹木の維持管理に役立てるとよい。	利用者サービスの向上や業務の効率化などを図るため、デジタル技術を活用することとしています(共通編 P.22)。ご意見は参考とさせていただきます。

共通編		
No.	意見の概要	都の考え方
28	・デジタル技術の活用期待しています。植栽を含むハードの現状を数値化し、植物の生長等を含むハードの変化の把握につなげる取組、また利用者の数や滞在時間、利用実態等を把握する取組が望まれます。これらは公園を管理する上で重要ですが、これまで把握が難しかったものです。そしてこれらのデータをオープンデータとすることで、民間による多様なサービスの提供につながることを期待しています。	利用者サービスの向上や業務の効率化などを図るため、デジタル技術を活用していくこととしています(共通編 P.22)。ご意見は参考とさせていただきます。
29	戦略的広報において、公園の魅力だけでなく開発計画、再整備計画、工事の案内等公園で何が行われるかを都民に周知徹底すべきである。葛西臨海公園や日比谷公園の整備計画は都民に周知を十分に行わないまま進められている。オープンハウス形式で形だけの説明会を行い、しかもその説明会の周知は不十分で知られないように開催されており、公園が運用するSNSでは一言も触れられていない。工事についても同様にSNSでは触れられない。今後の公園の整備と管理の在り方には、パブリックコンサルテーションは必須であろう。情報の周知、公開の徹底とプロセスの透明性の確保をお願いしたい。	葛西臨海水族園の新施設整備に関して、事業の主な内容については、事業に関するファクトシートやよくある質問、事業の進捗を都ホームページ上に公開しています。日比谷公園の再整備に関する計画や事業の内容等についてはホームページ上に公開しています。また、工事内容やオープンハウスの周知等については、ホームページに加え、現地での掲示などによりお知らせしています。
30	公園整備に関して、住民や利用者への周知やパブリックコンサルテーションが不十分なまま行われている。情報の周知について、再整備の計画、パブリックコメント、説明会、工事の状況等公園整備に係るものについて東京都のホームページだけでなく、東京都公園協会や該当する公園のウェブサイトおよびX等SNSで広く周知すべきである。住民や利用者への教室型説明会の開催、情報公開の徹底も求めたい。	マネジメントを展開するため、利用者や地域団体、民間事業者等の様々な主体と協働・連携することとしています(共通編 P.21)。取組例として、パークミーティングの実施やワークショップを活用した公園整備を行うこととしています(共通編 P.21)。
31	公園整備にあたっては、計画決定の前に情報を都民や利用者へ公開し、広く意見を募ったうえで十分に議論を重ね、合意形成を図る仕組みを取り入れてほしい。その際、透明性の高い民主的なプロセスを導入し、多様な意見が公平に反映されるようにすることが重要である。また、計画の初期段階から都民や利用者の声が反映されるよう、早期の情報公開や説明会の開催などを公園のマネジメント手法として導入してほしい。	マネジメントを展開するため、利用者や地域団体、民間事業者等の様々な主体と協働・連携することとしています(共通編 P.21)。取組例として、パークミーティングの実施やワークショップを活用した公園整備を行うこととしています(共通編 P.21)。
32	・個別公園編と分けたことで、全ての都立公園で管理や整備の水準をあげていく計画であることがよく分かり、今後の取組に期待したいと思います。しかし、全ての公園のあらゆる区域で同じ水準の同じ取組ができるわけではないと思います。全ての公園で、またあらゆる区域で、共通編に盛り込んだ何らかの取組を実践し、そこに掲げた目標が実現されていることとなるよう計画を推進してください。	都立公園全体の機能や価値を向上させていくため、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出することを目指し、各公園の特徴をふまえて設定する目指す姿を定めており、この姿の実現に向けて、マスタープランに掲げる施策のうち重点的に取り組む項目を選定するとともに、各ゾーンの果たす機能をふまえた基本方針等を設定しました。共通編と個別公園編をふまえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めていきます。
葛西臨海公園		
No.	意見の概要	都の考え方
33	(1)生物多様性の保全と回復 重点取組の1番目に生物多様性の保全と回復を挙げている。共通編の第1章1.環境の保全管理(1)樹木・樹林地にも「生態系への影響等を考慮する」「多様な生物が生息できる環境を保全・創出する」と記載があるが、葛西臨海水族園内の淡水エリアにあった樹林は現在進行系で破壊されている。樹林は外周を残してほぼ伐採されてしまい、多様な生物の生息空間は消滅した。生物多様性の保全どころか、部分的には独自生態系の殲滅である。また該当エリアは水族園に訪れた人たちの憩いの場所であるとともに、淡水生物についての知見を深められる学習空間でもあった。このような反知性的な振る舞いを、都は恥じるべきである。	葛西臨海水族園の新施設の整備工事の影響を受ける樹木は、外来種や倒木等の危険がある樹木、健全度等に問題があり移植しても枯れる可能性が高い樹木などを除き移植することとしています。新施設整備では、新施設と既存施設との間に「共生の杜」という広場を整備します。共生の杜では、移植する樹木を活用するとともに新たな植栽も行って、緑豊かな環境をつくっていきます。また新施設では、本館内で東京の川の源流から河口に至るまでの場面を体系的に展示するほか、里山の水辺環境も展示し、淡水の生態系を一体的に観察できるようになります。本公園の目指す姿を達成するため、P.6重点取組に、「葛西臨海水族園の再整備など、動植物園の施設改修や展示内容の充実等を進めます。」としています。
34	(7)多様な過ごし方ができる空間づくり 葛西臨海水族園淡水エリアは、緑に囲まれてゆったりと静かに過ごせる、まさに居心地の良い空間だった。都は取り返しのつかない過ちを犯している。本当に心から、あの空間を返してほしい。	葛西臨海水族園の新施設の整備工事の影響を受ける樹木は、外来種や倒木等の危険がある樹木、健全度等に問題があり移植しても枯れる可能性が高い樹木などを除き移植することとしています。新施設整備では、新施設と既存施設との間に「共生の杜」という広場を整備します。共生の杜では、移植する樹木を活用するとともに新たな植栽も行って、緑豊かな環境をつくっていきます。本公園の目指す姿を達成するため、P.6重点取組に、「葛西臨海水族園の再整備など、動植物園の施設改修や展示内容の充実等を進めます。」としています。

葛西臨海公園		
No.	意見の概要	都の考え方
35	・整備計画等の項に葛西臨海水族園整備事業についての記載がない。明記すべき。	P.4、7. 整備計画等には当該公園全域に係る計画等を記載しており、「葛西臨海水族園」についてはP. 9のH展示・学習ゾーン「施設や設備の老朽化等に伴い新たな水族園の整備を進めていく」ことを記載しています。
36	7. 整備計画等の項に葛西臨海水族園整備事業について記載が必要。	
37	・P4 I 4に 園地と調和する形で防潮堤が設置されていることは基本的性格として記載した方がよいのではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、P.3「本公園には高潮を防ぐための防潮堤が園地と一体となり、西から東へと長く設けられている。」を追記しました。
38	H展示・学習ゾーン 都はいまだに、新たな水族園の整備事業に関して現在進行している計画を採用したプロセスを公表していない。これは民主主義に反する非常に大きな問題である。樹木の伐採を最小限にとどめ、これまでの姿を可能な限り活かす計画案もあったが、都は淡水エリアを丸ごと破壊し、不必要に樹木を伐採する今の計画案を採用した。しかも予算も余計にかかるという。採用に至る合理的理由はない。都は説明しないのではなく説明出来ないものと思われる。今からでも整備計画の政策決定プロセスを明らかにするべきである。 また計画では園内の太陽光パネルの設置を予定しているはずだが、本案にはそれに関する記載が全くなく、アンフェアである。都合の悪いことは出来るだけ知らせないように進める都の隠蔽体質の表れであると言える。園内への太陽光パネル設置は、専門家により、隣接するK環境共生・保全ゾーンの鳥類園に生息もしくは飛来してくる鳥たちへの悪影響が想定されている。太陽光パネル設置に強く反対する。	「葛西臨海水族園(仮称)整備等事業備」におけるPFI事業者の選定にあたっては、建築や環境などの専門家等から構成される技術審査委員会において、落札者決定基準に基づき提案内容を審査し、落札者を決定しました。落札者決定基準及び技術審査委員会における審査の過程については、都ホームページにおいて公表しています。太陽光パネルについては、新施設の屋上スペースを有効活用し設置するもので、水族園に必要なエネルギーの一部を調達します。本公園の目指す姿を達成するため、P.6重点取組に、「葛西臨海水族園の再整備など、動植物園の施設改修や展示内容の充実等を進めます。」としています。
39	・P4 「カヌー・スラロームセンター」とありますが、「。」は「・」の誤りではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、P.3「カヌー・スラロームセンター」に修正しました。
40	・P4 I 5(1)「公園正面入口用地があるなど」とありますが、「用地」は不要ではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、P.3「公園正面入口用地」に修正しました。
砧公園		
No.	意見の概要	都の考え方
41	・P4 I 5(1)「この地区は第二種風致地区にも指定されている」とありますが、「この地区」が明示されておらず、公園の南西から南側に指定されていると書くべきと考えます。	ご意見をふまえ、P.3「地域内には、農地や樹林、寺社の森、河川沿いの緑地が点在する。この地区は第二種風致地区にも指定されている。」に修正しました。
木場公園		
No.	意見の概要	都の考え方
42	・P14資料編 公園の沿革 「江東再開発構想」は「江東再開発基本構想」に訂正してください。	ご意見をふまえ、P.13「江東再開発基本構想」に修正しました。
43	・P3 I 2 「清澄白川」は「清澄白河」の誤りだと思います。	ご意見をふまえ、P.2「清澄白河」に修正しました。
駒沢オリンピック公園		
No.	意見の概要	都の考え方
44	・P3 I 2アクセス 東急田園都市線駒沢大学駅からの徒歩利用者が多いと思いますので、追記してください。	ご意見をふまえ、P.2「東急田園都市線「駒沢大学」」を追加しました。

汐入公園		
No.	意見の概要	都の考え方
45	<p>禁止事項は</p> <p>-----</p> <p>【遊戯等について】</p> <p>■ ゴルフの練習をすること(素振りもダメ)</p> <p>■ 野球・サッカー・ラグビー等の練習や試合をすること(少年野球、少年サッカーの活動を除く) 但し、親子で遊ぶ程度のもは認められます(子供は小学生まで)</p> <p>■ ローラースケート・スケートボード・競技自転車等の練習をすること</p> <p>-----</p> <p>という事で、比較的小さな子に寛容な公園で感謝申し上げます。</p>	<p>ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。</p>
46	<p>-----</p> <p>I 公園の概要 7 整備計画等 (1)汐入公園整備計画(平成8年)</p> <p>基本テーマ「豊かで多様な水辺と緑に彩られた、活力と潤いのある川辺の広場公園」</p> <p>1)のびのびと楽しめる、防災にも配慮したひろば公園</p> <p>・災害時には避難広場として、平常時には市民スポーツ・各種イベントなどのレクリエーションの場として利用できる公園とする。</p> <p>-----</p> <p>という事や、</p> <p>-----</p> <p>II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針</p> <p>1. 目指す姿及び重点取組 重点取組</p> <p>(5) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり【施策9 施設や空間をかえる】</p> <p>-----</p> <p>など、とても良いプランだと思います。</p>	<p>ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。</p>
47	<p>汐入地域は小さな子が非常に多い地域です。小さな子はヨチヨチ歩きの子から、保育園、小学生や更に上の層までいるため、なるべく接触を避けるため密にならないスペース確保が重要と考えています。</p> <p>特に西側はプレイグラウンドであった所に、にじの森保育園が建設され、それ自体は喜ばしい事なのですが、一般の家族連れが遊ぶ場所が限定され、西側の遊び場所がタイル舗装された噴水エリア周辺に集中しております。また、近くの多目的広場は団体が使用しており一般利用が難しいです。</p> <p>一方で、近くには駐車場エリアの半分がいつも空いている状態で、イベント時のみ使用されております。</p> <p>そこでご提案ですが、</p> <p>”いつも空いている駐車場エリアを一般開放してして頂けませんでしょうか。”</p> <p>親子で遊ぶ程度の多目的利用の場所には最適な場所になっております。</p> <p>補助輪を外すための自転車の練習や、小さな事のちょっとした運動場所には最適です。</p> <p>あそこで高校生や大人がスケートボードなどされると大変ですが、保護者監督下等の条件があっても良いですが、小さな子が遊べるくらいの場所にして頂けると幸いです。</p> <p><原案> p9</p> <p>M 駐車場 ゾーン ・駐車場のあるゾーン。(南地区)</p> <p>案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。</p> <p><提案> p9</p> <p>M 駐車場 ゾーン ・駐車場のあるゾーン。(南地区)</p> <p>案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。また、開放区域において舗装エリアでの軽運動に対応していく。</p> <p>という提案をさせていただきます。</p>	<p>駐車場ゾーンは案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努めることとしております。駐車場で小さい子供を遊ばせることについては、課題があると認識しております。ご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、汐入公園では遊具の改修にあたり、幼児の遊び場と児童の遊び場とを分けて計画するなど、小さい子供も安全に遊べるよう配慮した整備を行っています。</p>

潮風公園		
No.	意見の概要	都の考え方
48	・P4 I 4 成り立ち・基本的な性格に、東京2020大会の競技会場として使用されたことを記載した方が良いと思います。	東京2020大会において使用されたビーチバレーボール競技会場については恒設ではないことから、公園の沿革に記載することとしております。
善福寺川緑地		
No.	意見の概要	都の考え方
49	・P5 I 6②サクラ並木 桜の樹齢は40～60年ではないでしょうか。樹木を更新する取組を進めているのではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、P.4「60年から70年くらいで、春には見事な花をつける。」、P.7「桜の名所のひとつでもあり、定期的な樹木点検などの適切な管理を行い健全な並木を維持し、善福寺川と一体となった良好な景観を健全に維持していく。」に修正いたしました。
高井戸公園		
No.	意見の概要	都の考え方
50	・P8 II 2G 「多様な運動施設のあるゾーン」と「野球場、球戯場、テニスコートのあるゾーン」の記載がありますが、同じ区域ではないでしょうか	ご意見をふまえ、P.7「多様な運動施設のあるゾーン」の記載内容は、他と重複していたことから削除しました。
東白鬚公園		
No.	意見の概要	都の考え方
51	・P4 I 5(1)1段落目の記載内容は4成り立ち・基本的な性格に記載することが相応しい内容ではないでしょうか。	ご意見をふまえ、P.3成り立ち・基本的な性格について「東白鬚公園のある地域は、軟弱な地盤、密集した木造家屋、工場と住宅の混在、狭隘な道路、石油・危険物の散在など大地震による災害に対して危険な地域であった。このような背景から東京都は昭和44年度、江東再開発基本構想を策定し、この白鬚東地区を防災6拠点の第一の拠点として位置づけ、市街地再開発事業の一環で整備された。」に修正しました。
水元公園		
No.	意見の概要	都の考え方
52	・P9 II 2E 「水郷経験や貴重な自然環境の維持・保全」に記載されている方針は、Eゾーンに限らず、水元公園全体に通じる方針だと思います。重点取組の(1)や(5)、(7)に記載してはどうでしょうか。	ご意見をふまえ、P.8「本公園の特色である、水郷的景観を活かした整備、管理運営を実施していく。」をゾーン全体に係る箇所に追記しました。
横網町公園		
No.	意見の概要	都の考え方
53	・P7 II 1目指す姿で、「震災と戦災の記憶を引き継ぐ公園」とありますが、指定管理者のHPでは「慰霊と伝承の公園です」とあります。またP4 I 4成り立ち・基本的な性格には「被災者を供養し、また東京を復興させた大事業を記念することを目的に造成された」とあります。慰霊堂が設置され、複数の慰霊碑が設置されていることから、「慰霊」の公園であることを明記し、例えば「震災と戦災の記憶を引き継ぎ、その犠牲者を慰霊する公園として」などとしてはどうでしょうか。	ご意見をふまえP.5「震災と戦災の慰霊と伝承の公園として」に修正しました。
54	・P5及びP6 ⑥が重複しています。またイチョウを「公孫樹」と表記しているが、「イチョウ」で良いのではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、P. 6「⑥いちょう並木」に修正し、「公孫樹」は削除しました。
55	・P5 I 6①当初は「震災記念堂」として設置され、戦後に東京大空襲で亡くなった方のご遺骨も納められ、名称を「東京都慰霊堂」と改めたことを本文に記載した方がよいではないでしょうか。	ご意見をふまえ、P.4「当初は「震災記念堂」として設置され、戦後に東京大空襲で亡くなった方のご遺骨も納められ、昭和26年、名称を「東京都慰霊堂」と改めた。現在震災遭遇者の約58,000人の遺骨と、東京大空襲(昭和20年3月10日)による殉難者、身元不明者遺骨を合わせて約163,000体の遺骨が安置されている。」に修正いたしました。
56	・P5 I 6①「殉教者」とありますが、「殉難者」または「東京空襲犠牲者」が適切ではないでしょうか(資料編の公園の沿革も同様)	ご意見をふまえ、「殉難者」に修正いたしました。

代々木公園		
No.	意見の概要	都の考え方
57	I:修景ゾーン・水景施設のあるゾーン A地区の芝生広場につながる空間で、池と噴水とそれを臨むデッキやカナルなどで構成されている。樹林を背景に新宿副都心を望むことができ、代々木公園を代表する良好な景観スポットとして維持していく。 に関して、改修中の噴水部分がSDGsに適い、より人の憩いとなるようなよいものとなることを期待している。	ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。
林試の森公園		
No.	意見の概要	都の考え方
58	全体的に木が生い茂っていて、陽の光が入らないため暗い。昼間でも暗く薄気味悪いため、近隣の子育て世代は林試の森公園を避けて、区立公園を利用することが多い。乳幼児の遊具スペース近辺くらはは枝葉を落としたり、照明を増設すべき。	本公園の歴史的な特性を活かし、森林公園の実現を目指して樹林地の育成管理に努めていくことをふまえ、「散策や休息等を楽しめる、明るく開放的な空間を創出する」取組を行うこととしています(共通編 P.4)。
59	・P11 II 2Iに「貴重木」「林業試験場時代の多様な植物」に関する記載がありますが、このゾーンだけでなく公園全体に共通する方針とすべきだと考えます。例えばP7 II 1(1)に外来樹種を含め、試験場に由来する樹木は保全し、それらも活用しながら、生物多様性の保全と回復に取り組んでいくことを記載してはどうでしょうか。そしてP11 II 2Iには樹林ゾーンに関することに限ってはどうか	ご意見をふまえ、P.9「林業試験場跡地として歴史的経緯を持つ樹林が作り出す景観及び自然環境を生かした管理を行っていく。」をゾーン全体に係る箇所に追記しました。
60	夜間帯にトイレで不適切な利用を行なっているようだ。 近年監視カメラが設置されたものと考えるが、その後も状況は変わっていない。夜間帯でも高齢者や子供が通行することがあるのでとても怖い。夜間帯はトイレは施錠していただきたい。	トイレの不適切利用については、全ての利用者や地域住民が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、利用ルールやマナーの周知徹底を行い、不適正な利用を防止することとしています。(共通編 P.11)。ご意見は参考とさせていただきます。
61	コロナ禍以降、使用を禁じられている子供用のゾーンがあり、再開が待ち望まれる。またカフェの新設も待たれているが、委託をする選定業者が大手のどこにでもあるようなチェーン店にせず、地元の個人店が持ち回りで共同経営できるようにより民主的なやり方での新しい試みをしてほしい。公園隣の旧公営住宅の再開発との関連でこれからどのように改変されていくか、近隣住民はかたずをのんで注視している。再開発で悪名高い品川区や目黒区であるが、公園はそのような透明性の低く、資金の流れや中身にも疑問符が付くような、恥ずかしい改変の手続きはしないように期待する。	開園区域南側に位置する財務省小山台住宅跡地については、「都立林試の森公園の整備計画」に基づき整備を進めていくこととしています。ご意見は参考とさせていただきます。
62	デイキャンプコーナー、じゃぶじゃぶ池がほぼ通年で立ち入り禁止で閉鎖されているため、昼食を取れる机や椅子が少なく、利用者は困っている。 性悪説に基づき都民の自由な公園利用を妨げる運営方針であり、公園の管理として不適切。	デイキャンプ場のあるゾーンは子供たちが、樹林の中での貴重な体験を得る場として、安全で快適な利用に対応していくこととしています。 デイキャンプ場は団体利用がない時は、どなたでもご利用できる広場となっております。 また、ジャブジャブ池をより利用いただけるよう、P.10「夏季を中心に子供たちの利用を促進していく。」に修正しました。
63	園内に警告の張り紙、カラコーン、カラパーがとても多く、通行の妨げ、景観の悪化に繋がっている。他の都立公園では見ない異常な光景。性悪説に基づき都民の自由な公園利用を妨げる運営方針であり、公金で運営する公園の管理として不適切と考える。	園内の掲示等については、主に自転車等の速度注意や落枝の危険範囲の注意喚起を示すものであり、利用者に危険を知らせ、安全を守るための措置です。公園を更に安心して利用できる空間にするため、注意喚起などを行い、安全対策を徹底することとしています(共通編 P15)。ご意見は参考とさせていただきます。
64	生息するカラスが多すぎる。園内を散歩している高齢者や遊んでいる乳幼児を集団で威嚇することも散見され、安全安心に都民が利用できる状況ではない。 また、近隣の住宅街のゴミ収集日には、早朝から大きな鳴き声とともに、林試の森公園を拠点に飛び回り、ゴミを荒らしたり、通行人を威嚇している。 林試の森公園にはカラスの捕獲罠を2台設置されているが、全く足りていない。前回のパブリックコメントでも別の方が意見しているのを確認している。	ご意見をふまえ、共通編P.15の(2)防犯・事故防止の取組例は「利用者に危険を及ぼす状況については、速やかに危険を周知するとともに、必要に応じて補修等の対策を行う」に修正しました。都は、都内全域でカラスの数を減らすための広域的な取組(トラップによる捕獲)を実施しております。
65	公園入り口に設置されている金属盤により、自転車で公園に入るのに苦労している。高齢者や幼児の乗った自転車が転倒したのを見たこともある。都民の安全安心な公園利用のために改善いただきたい。	公園を更に安心して利用できる空間にするため、注意喚起などを行い、安全対策を徹底することとしています(共通編 P.15)。 車止めや自転車ゲートは、自転車を降りて公園に出入りしていただくことで、公園利用者の安全を確保するために設置しているものです。ご意見は参考とさせていただきます。
66	・P11 II 2L水辺・親水ゾーンにはジャブジャブ池だけでなく、上池と下池、これらをつなぐ流れがあります。別のゾーンとして、生物の生息空間や景観に着目した管理を行うことを基本方針として定めるべきだと考えます。	水辺環境については、水辺の景観や生物の生息空間として期待される池やその周辺環境は、良好な景観や豊かな水辺の生態系を保全するため、適正な管理を行うこととしています(共通編 P.6) P.10水辺・親水ゾーンについて「池・流れは休憩や散策、景観、生き物の観察に対応していく。」に修正しました。

旧芝離宮恩賜庭園		
No.	意見の概要	都の考え方
67	(3) 観光資源としての魅力向上とあるが、庭園であるから、周りの借景となる景色も重要である。にもかかわらず、周辺の再開発に規制をかけてこなかったが為に、最近では公園からの眺めは悲惨なものになってしまった。これは散策会で年に2回は訪れるので会員の嘆息、また行きかう外国人を含む他の観光客からの感想にも表れている。どうして箱庭的な庭園の中だけを整備保全すれば事足れると考えて来たのか、その浅はかさが残念である。もう取り返しはつかない。訪れて気持ちのよい庭園ではなくなりつつあると感じている。	P.3「東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められている」ことを記載しています。なお、庭園の周辺は文化財庭園等景観形成特別地区として指定されており、本庭園の内部とその背景を含めた眺望を保全し、歴史的、文化的な景観を次代へと伝えていくこととされています。
殿ヶ谷戸庭園		
No.	意見の概要	都の考え方
68	1. 目指す姿及び重点取組の記載がどの庭園にも共通する内容との印象を受けるため、せっかく個別庭園別にプランを作成するのであれば各庭園の特性等を踏まえた内容にした方が良く考えます。例えば殿ヶ谷戸ではこの1、2年でナラ枯れやマツノザイセンチュウ被害が続いており、景観維持の観点からも対策が急務です。	ゾーン別基本方針で庭園のもつ特性を正確に把握し、各時代の作庭意図を尊重しつつ、「保存活用計画」に基づき、文化財庭園としての価値と内容を確保することとしており、各庭園の特性をふまえた記載としております。なお、殿ヶ谷戸庭園においては景観維持の観点もふまえて取り組んでいくこととしています(P.7)。
69	・関連する行政計画等の四項目目「緑確保・・・」の文頭が右に一文字ずれており、修正した方が良いです。 ・同八項目目の「保存活用計画書」は、5ページの記載によれば令和6年3月に改定されているようなので年月の修正が必要です。	ご意見をふまえ、P.13「東京都における文化財庭園の保存活用計画(殿ヶ谷戸庭園(随宜園))(令和6年3月)」に修正しました。
70	年間利用者数60万人は7万人の誤りと思われる(13ページの年間利用者数の推移と矛盾)。	ご意見をふまえ、P.3「7万人」に修正しました。
浜離宮恩賜庭園		
No.	意見の概要	都の考え方
71	(3) 観光資源としての魅力向上【施策6 にぎわいをふやす】 ・文化財保護法に基づき名勝などに指定された文化財庭園を適切に保存するとともに、池の護岸等の計画的な修繕を行うなど、その価値や魅力を向上させます。(再掲) とあるが、もともとの出自を考えると大名庭園の一種であるから、周りの借景となる景色も重要である。にもかかわらず、周辺の再開発に規制をかけてこなかったが為に、最近では公園からの眺めは悲惨なものになってしまった。これは散策会で年に2回は訪れるので会員の嘆息、また行きかう外国人を含む他の観光客からの感想にも表れている。どうして箱庭的な庭園の中だけを整備保全すれば事足れると考えて来たのか、その浅はかさが残念である。もう取り返しはつかない。訪れて気持ちのよい庭園ではなくなりつつあると感じている。	P.3「東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められ、景観法により景観重要公共施設(景観重要都市公園)に指定されている」ことを記載しています。なお、庭園の周辺は文化財庭園等景観形成特別地区として指定されており、本庭園の内部とその背景を含めた眺望を保全し、歴史的、文化的な景観を次代へと伝えていくこととされています。
個別公園編全体		
No.	意見の概要	都の考え方
72	・公園別プランのⅡ1 目指す姿については、立地や自然環境、利用特性など、各公園の特徴に触れることが望ましいと思います。例えば「〇〇地域(ノ川ノ丘陵等)における〇〇(防災ノ緑の保全ノスポーツ等の機能)の拠点」	目指す姿は整備計画、公園の特性等から定めることとしております。
73	・公園別プランのⅠ6 「利用概況(利用者数・特色)」という見出しになっていますが、ほとんどの公園は利用者数が記載されていませんし、単なる人数では公園の特徴が見えてきません。また特徴的な公園施設だけでなく、運動施設の規模の説明だけというような記述も散見されます。そこで、見出しを「利用概況及び特色」とし、現在も記載されている公園全体の利用状況の説明のほかは、当該公園をマネジメントする上で重要な公園施設や特徴的な管理がされている公園施設、イベントを含む特色ある利用などに限って記載した方が、公園の特徴が伝わりやすいのではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、「利用概況及び特色」に修正いたしました。
74	・公園別プラン Ⅰ5(1)や周辺土地利用図等には、最寄り駅等だけでなく、防災機能の向上や河川空間のオープン化と連携を図る上で、公園内または近接する防災船着き場等を記載した方が良くと思います。	ご意見をふまえ、公園に隣接する防災船着き場の位置を追記しました。
75	・公園別プランⅠ4 成り立ち・基本的な性格では、当該公園が計画、設置されることとなった経緯や公園となる前の土地の履歴を記載しておくことで、その公園の特性が浮かび上がってきます。例えば東京緑地計画の環状緑地帯を下敷きに防空緑地として計画された公園、「江東再開発基本構想」に基づく公園、寄付や恩賜による公園、工場や基地、政府機関等の跡地に設置された公園などはその旨を記載してください。また旧岩崎邸庭園や殿ヶ谷戸庭園における地域や都民が関与したことなども記載して置くとうれしいと思います。	ご意見をふまえ、工場や基地跡地など公園の成り立ちに関する記載を確認し、修正しました。
76	・公園別プランのⅠ3 主な公園施設は当該公園の利用や景観等の点で代表的なものを記載すべきです。例えば光が丘公園の芝生広場や代々木公園の中央広場などは園内マップに記載があってもここには記載されていません。また管理事務所の記載の有無、駐車場の料金や営業時間など、公園ごとに記載にばらつきがあるように感じます。精査した方がよい考えます。	ご意見をふまえ、主な公園施設の記載内容について確認し、修正しました。

個別公園編全体		
No.	意見の概要	都の考え方
77	各公園別マネジメントプランにおいて個別の公園がどのように変わるのか、あるいはそのまま維持されるのかがプランからは読み取れない。葛西臨海公園は大きく姿を変えるのであるから、どのように形が変わるのかを示すべきである。他の公園も工事や整備プランについては計画が決定段階でなくともそのプランを示すべきである。	各公園のマネジメントプランでは、10年程度の目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針を定めています。なお、葛西臨海水族園の新施設の整備は、葛西臨海公園P.4に記載しています。葛西臨海水族園の新施設整備に関して、事業の主な内容については、事業に関するファクトシートやよくある質問、事業の進捗を都ホームページ上に公開しています。
78	・個別公園編としたことで、それぞれの公園において特性を活かした取組が進められる計画であることがよく分かるようになりました。今後もパークミーティング等を通じてⅠ公園の概要の記載の充実や更新を図っていくとよいと思います。これを通じて取組の到達点や公園の現状を把握し、その結果を踏まえてⅡの重点取組やゾーン別基本方針のアップデートを図っていくとよいと思います。	ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。
79	現行プランには、9庭園共通の留意事項として「ガイドボランティアによる案内の充実、ICTを活用したガイドサービスの導入などにより、庭園の案内機能の強化を図る。多言語表記によるホームページや解説資料、外国語によるガイドを充実させるなどの取組により、海外からの来園者へのサービスを向上させる。」旨の記載等がありました。こうした詳細は今後肉付けされるのでしょうか。	都立庭園のもつ文化遺産としての本質的価値を把握し、その貴重な財産を永く継承していくため、東京都における文化財庭園の保存活用計画をふまえ、保存や修復、復元等を行うとともに、庭園の魅力・価値を伝える展示等の充実を推進することを目標とし、文化財の価値を守り、その魅力を向上させる取組や、鑑賞空間としての庭園の魅力を向上させる取組を行うこととしています(共通編 P.20)。また、ご意見をふまえ、共通編P.13の(2)誰もが利用しやすい場の提供の取組例に「多言語によるサービス提供の充実を図る」を追加しました。
80	インデントの不揃い等の書式の乱れ、誤字やスペースの誤挿入などが散見されますので、校正を良く行ったほうがよいと思います。	ご意見をふまえ、誤植等について確認し、修正しました。
81	資料編 公園の沿革については、内容の精査が必要ではないでしょうか	ご意見をふまえ、公園の沿革の時系列の誤り等について確認し、修正しました。
82	・公園別プランの資料編 関連する行政計画等について、台場公園や砧公園など文化財庭園ではないのに「東京都における文化財庭園の保存活用計画(共通編)」等が記載されています。また令和4年11月の答申、文化財保護法の改正は記載すべきものか疑問があります。精査した方がよいと思います	ご意見をふまえ、文化財関連の行政計画等を確認し、修正しました。
83	・公園別プランⅠ4や資料編 公園の沿革では「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に指定されたという記載がありますが、駒沢オリンピック公園など、都市整備局HP掲載の一覧には記載のない公園が散見されるので、確認した方がよいと思います。	ご意見をふまえ、「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」について確認し、修正しました。
84	7整備計画等(1)東京都における文化財庭園の保存活用計画(殿ヶ谷戸庭園(随宜園)(令和6年3月)が策定されているとのことですが、東京都建設局のサイトに掲示している個別庭園の保存活用計画は、旧浜離宮、小石川後楽園、旧芝離宮、六義園および旧古河氏庭園の5庭園のみのため、殿ヶ谷戸を含む残り4庭園の計画も開示して欲しいです。	保存活用計画を策定した庭園については、順次掲載してまいります。